

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年5月14日（水曜日）

場 所 議 場

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局次長	飯 田 治 子	議 事 係 長	内 田 雄 介
議事係主任	齋 藤 龍 憲	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午後1時03分開会

○森戸座長 こんにちは。お疲れさまです。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

前回4月10日に続き、1か月ぶりではありますが、更に各会派の意見集約を詰めていきたいと思っております。

前回の4月10日付けで皆さんにお渡しをしている各会派意見集約の用紙があると思いますが、これはご覧いただいていると思いますので、このNo.26のところから議論を進めていきたいと思っています。よろしいですか。

No.26は、市長と議会の関係、前の4月10日です。3月27日の代表者会議ではおおむね一致をしています。持ち帰って検討をしていただくということになっております。ほとんどの会派が賛成

であるというご意見を頂いておりますが、改革連合、それから小金井をおもしろくする会は三角で一定の意見が述べられておりますので、ご意見を頂ければと思います。

○五十嵐議員 私の方は、文言の整理みたいなものですので、内容的には特に異論があるわけありませんので、作業部会で整理してもいいかなと思います。そういう感じで受け取っていただければと思います。

○白井議員 私の方も大枠はいいと思っているんですが、最後の言い回しの部分だけ、すごく気になったので問題提起をさせていただいてご意見を頂ければなと思っています。意図としましては、これは語尾が「緊張感ある関係を保持するものとする」という終わり方になっているんですが、

「緊張感ある関係の構築に努めるものとする」に変更してはどうかという提案であります。これは何でかという、そもそもどういう状態が緊張感ある関係であるかというのが、答えが今のところ明確ではないというか、今の状態が本当に緊張感を保っている関係として、もう完璧なのかどうかという点を考えると、そういった関係を作っていくことに努め続けるという、そういった不断の決意みたいなものを表すために、こういった表現にしてはどうかという意図でございますので、皆様のご意見を頂ければと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。五十嵐議員は、分科会でもいいというお話だったんですが、若干これ、「相互に独立した、対等で緊張感ある」というふうになると、「対等で」が「緊張感」に係っていくのではないかというような意見もあって、このままでも大丈夫なのかなということがあります。その辺り、ちょっと次長の方でお願いします。

○飯田議会事務局次長 こちらの改革連合のご意見ですが、「独立した」で切りますと、「対等で緊張感ある関係」というのが、「対等で」というのが「緊張感ある」というふうには、そちらの方についてくる、一体となってくるかと思えます。

「独立・対等で緊張感ある関係」というのは、議会と市長が互いに独立していて対等である関係で、かつ緊張感ある関係ということになるかと思えます。

それで、こちらの「対等」という言葉が「独立」に付けた方がいいのか、あるいは「緊張感ある関係」に付けた方がいいのかということで、こちらはご議論いただければと思います。

○森戸座長 ということですね。それから、「緊張感ある関係の構築」、この「構築」というのは、これから作り上げるというか、築くということになって、では、今まではないのかということにもなるんじゃないかということかなというので、で

きれば「独立・対等で緊張感ある関係を」というふうにしたらどうかというのは、正副座長で話し合ったことですが、皆さんの方で何かあればと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 今、議会事務局次長から説明いただいたんですが、もうちょっと読みこなさないと、私も分からないんですけど、ただ、何でも「・」でまとめてしまうというのは、ちょっとどうなのかなという、この文章の、しかも途中の「・」という使い方がちょっと気になったものですから、こういう指摘をさせていただいたので、今すぐどうというふうには分かりませんが、そういう意味でもうちょっと文章的にしたらどうかなという意図で言わせていただいていますので、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○飯田議会事務局次長 そうしましたら、今、ちょっと思いついたんですが、「独立かつ対等」とかいうような形でいくと、文章でつなげるとか、そういう工夫はできるのかなと思います。

○森戸座長 文章で、「独立かつ」。

○五十嵐議員 それならそれでいいかなと思います。

○森戸座長 そうしたら、これ、「独立かつ対等」というふうにするということではよろしいですか。では、確認をさせていただきます。

あと、白井議員の「緊張ある関係の構築」についてなんですけど、これはいかがでしょうか。「構築に努める」、「緊張感ある関係を」というのは、構築していくものなのかなんですが。

○五十嵐議員 先ほど、座長の方から説明があったように、「構築」というと、今がないようなイメージもとられますので、私は「保持」という言い方でいいのではないかと思います。それで、基準がどこなのとかいうことよりも、一つの問題を表す言葉なので、私はこのままの原文でいいのではないかというふうに思いますけど。

○森戸座長 いかがですか。ご返事がないですが。

○片山議員 「努めるものとする」よりも、やはり「保持する」ということの方が強い言い方かなとも思いますので、こういう関係にするという意思の表れかと思っておりますので、原文のままでもよろしいかと思っております。

○森戸座長 白井議員、いかがですか。よろしいですか。

それでは、せっかくご提案をいただきまして、ただ、その提案されたことで、また意味がより一層深められるということもありますので、くじけずに是非。何かちょっと申し訳ないです、本当。深められるいいきっかけになりますので、是非よろしく願いたいします。

では、現状でいくということで行きます。最終的には「議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする」ということでよろしいでしょうか。

それでは、これは確定をいたしましたので、作業部会、よろしく願いをいたします。

次に行きます。No. 27、第10条第2項であります。これはほとんど皆さんから丸ということでご同意をいただいております。公明党からは地方自治法第147条と第148条を否定するものではないとの認識のもと、賛成をするというご意見を頂いています。生活者ネットは「監視・評価するものとし」を「監視・評価し」にしたらどうか、文言の整理ですね。この辺り、「・」が出てくるとさっきとの整合性で、また「かつ」みたいにならなければいけないんですかね。「監視かつ評価し」みたいに。ちょっとそこはご議論いただければと思います。

小金井をおもしろくする会からは、「必要に応じて」という言葉が連続して使われることは避けたいと思いますというご意見を頂いています。この「必要に応じて」は確かにご指摘があるように、その次のNo. 28、それからNo. 29に「必要に応じ

て」というのがあります。あとNo. 31ですね。ここは正副座長で話し合ったんですが、後のNo. 28以降の「必要に応じて」は要らないではないかと。「することができる」となっているので、ご指摘のとおり、これは削除しても良いのではないかと、いうことを話し合っています。（「29まで」と呼ぶ者あり）そうですね、28、29、31ですね。ただし、この27については、「必要と認める場合には」、「求めるものとする」という形で、これは行きたいというふうに思っています。

それと、この文章の中で「政策提案・政策提言」とあるんですが、政策提案と政策提言とどう違うのかということになるので、これは「政策立案」ですね。立てる方ですね。それと「政策提言等々を通して必要な措置を講じる」というふうにしてはどうかということになります。

生活者ネットから出ている「監視・評価」ということでいうと、もともと地方自治法第98条などがあるということもありますので、ここについては、あるということを書いていった方がいいということかな。議会事務局次長、ここをちょっと説明してもらった方がいいですね。

○飯田議会事務局次長 今、座長の方からご紹介がありましたように、もともと地方自治法第98条第1項、第2項の方で、検査権あるいは監査請求権というものがございます。そういったものがあるので、まずその機能を活かすと。それで活かした上で必要に応じて政策立案、政策提言が必要な場合はそういう措置を講ずるように求めるものとするという形で、二段立てになっている作りがもともとの原案でございます。

生活者ネットの言い方に直しますと、後段の方がより強調されるような言い方になるのかなというふうには思います。

○森戸座長 「監視・評価し」の方に、「評価し」に力が入るということですかね。後段という

○飯田議会事務局次長 すみません、後段といたしますと、「適切な措置を講ずるよう求めるものとする」の方が主眼が置かれるものというふうに考えます。

○森戸座長 そうか、文章上ね。「監視・評価し」となると、「適切な措置を講ずるよう求めるものとする」に力が入れられた文章になると。「するものとし」というと、両方対等になるということですよ。文章の見方として、そういうふうになるようです。

これはどうでしょうか。

○林議員 すみません、そこまで厳密に文章を精査したわけではなく、「するものとし」と、最後が「求めるものとする」ということで、繰り返しになるので、少し整理をした方がいいのではないかという観点での提案ですので、力点が変わることであれば、もとのままで結構です。

○森戸座長 そうですか。それでは、もとのままで良いということですので、これでいきたいと思えます。

あと、白井議員、先ほど説明したとおりでどうでしょうか。

○白井議員 正副座長案で整理いただいて、この案で結構だと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。では、No. 27、確定をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確定をさせていただきます。

次に、No. 28、第3項の「議会は、議案等の審議に当たって、必要に応じて、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる」という文章であります。これについては、正副座長案の新旧対照表を見ていただくとお分かりと思いますが、先ほど申し上げた「必要に応じて」というのは削除をした形で提案をさせていただいています。共産党からも、削除をした方がいいというご意見を

頂いています。それから、先ほど言った小金井をおもしろくする会からもそういうご意見を頂いております。これは削除をしたいということです。

それから、公明党からご意見を頂いております、ちょっとこれは説明をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮下議員 すみません、ここは正副座長案でも出しているのですが、この「必要に応じて」という部分をとるというところは、これはこれでいいかなというふうに思っております。資料の提出と情報の提供というようなところが、意味がダブっているのではないかなというふうな印象を受けたので、これはこれでちょっと書かせていただいたんですけども、皆さんの方で特に異論がなければ、そこまで徹底してこだわるというふうなところまではないんですけども、ちょっとこの辺はいいかなというふうに思っておりますので、諮っていただけたらと思います。

○森戸座長 同じような場所について、生活者ネットからもご意見を頂いていまして、ここをちょっとご意見を林議員の方から述べていただければと思います。

○林議員 もともとのたたき台の方に戻るような形になってしまうのかなと思うんですが、やはり議案の審査をするに当たって、どの議員に対しても必要十分な資料や情報の提供をまずしてもらおうということが大前提としてあるかなというふうに考えています。今、このNo. 28の条文になると、その部分がちょっと薄まってしまうかなと思いましたが、たたき台の条文を復活するというような形で整理をしました。

○森戸座長 そういうご意見でありまして、「市長等に資料の提出や情報の提供を求める」という意味がダブっているのではないかというご意見と、そういう意味で分かりづらいということから、生活者ネットからは、「市長が全ての議員に対等に情報を提供するもののほか、必要に応じて資

料の提出や情報の提供を求めることができる」というふうにとのことですよね。

○白井議員 ここに関しては、必要に応じてをとるということと、合わせて必要に応じての意味を鑑みまして、言葉を置き換えた文言にしてはどうかという提案を、一応させていただいています。読むと、「市長等に、様々な角度から議論を尽くす為の資料の提出や情報の提供を求めることができる」、これに変更してはどうかということがありますが、これに関しては、公明党でおっしゃられている質量ともに十分な情報と検討する時間の確保ということの意味もそうですし、生活者ネットのおっしゃっている、十分に調査ができるように、そういう資料の提出とか情報の提供を求めるという、そういった意味が含まれていますので、これも合わせて、もし皆さんからご意見が頂ければと思います。

○森戸座長 失礼いたしました。白井議員のご意見を。今、ちょっと幾つかご意見を頂いていますが、いかげんかでしょうか。

資料の提出と情報の提供は意味がダブっているという公明党の指摘があるんですが、若干違うのかなと思うんですけど。情報公開条例からいうと、情報の提供というのは常に情報を提供していただくものだと思うし、資料の提出というのは、例えば本会議や委員会などで議会として資料を要求するという意味があるのではないかと考えていて、ただ、そこが市民が見ても分かりづらいとしたら、いろいろと工夫は必要かなと思いますが、逐条解説でそういうことを明らかにしておくということも含めてあるかなと思いますが、いかげんかでしょうか。

○片山議員 情報公開条例には、それは規定されていなかったのでしょうか。

○森戸座長 そうですね、規定されているよね、確か。その辺りどうですか。情報公開条例に情報の提供と……（「議会に対してですか」と呼ぶ者

あり）ではなくて、市民に対しても。情報の提供に努めなければならないというのが原則的に情報公開条例でうたわれているはずですね。資料の提出というものは。

○飯田議会事務局次長 情報といたしたのは、必ずしも紙面になっていない場合も含まれるかと思うんですね。広辞苑を引かせていただきましたところ、ある事柄についての知らせ、判断を下したり行動を起こしたりするために必要な数々の媒体を介しての知識というような形でございます。

それで、情報公開条例の方では、もちろんその情報が資料としてなっているものもありますけれども、資料と情報というのは若干意味合いが違ってくるのかなというふうには思います。

○森戸座長 では、その辺りはダブるものではないということを確認にして、逐条解説でうたうということかなと思いますが、その点、公明党、いかがでしょうか。

○宮下議員 ちょっといいですか。徹底してこだわる部分ではないので、ただ、読んでいてちょっとすっきり来なかったものですから。例えば、資料の提供など情報の提供を求めることができるのか、そこまでやらなくてもいいか。そうですね、逐条等、作業部会の方で、またちょっといろいろと議論してもいいなと思いますので。

○森戸座長 そうですね。では、そこはいいということですね。あと、生活者ネットと小金井をおもしろくする会から、ちょっと言い回しを変えて、「十分に調査ができるよう」という言葉が入って、「市長がすべての議員に対等平等に情報を提供するもののほか、必要に応じて資料の提出や情報の提供を求める」、ちょっと何か同じ言葉が2回入るんですよね。ここは整理する必要があるかなということ、白井議員の方は「市長等に、様々な角度から議論を尽くす為の資料の提出」という言い方ですね。このあたりについてご意見があればと思いますが。

○齋藤議員 議会基本条例ということで、市長が何かをするという文言というのはふさわしいのかどうかですよね。議会から市長に対して何かを求めるという形で、それを生活者ネットの形でいえば情報提供という形で、こちらから請求するのではなくて、自ら市長から出せという意味合いが、ここに私はこもっているというふうに思っています、この文でいいのではないかなと思うんですね。

小金井をおもしろくする会の、確かに「議論を尽くす為の資料の提出」、議論を尽くすための、確かにそれはそうなんですけれども、その言葉を入れるとなると、全てのことにいろいろなことを入れていかなければいけないので、私は条例の文章としてはこの程度でいいのではないかなというふうに思っています。

○森戸座長 そういうご意見を頂きましたが、いかがでしょうか。そうですね、このままで、「様々な角度から議論を尽くす為」と言われると、全部入れなければいけないということですね。もしできましたら、この「必要に応じて」をとるということで、「議会は、議案等の審議に当たって、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる」というふうにしたらどうでしょう、正副座長案は。いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、ご異議なしということで、これは確定させていただきます。

続きまして、No. 29です。これは、「議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、必要に応じて、その形成過程の説明を求めることができる」ということで、これは正副座長案を見ていただいても分かると思うんですが、「必要に応じて」ということを除きました。

公明党からは、文末が「求めることができる」ということを確認した上で賛成するというので、こういうことでもあります。あと、民主党

は原案了承ということで、ほとんど全会派が原案で了解するという事なんですが、若干ご意見があるところもありますので、生活者ネットからちょっと述べていただければと思います。意思決定以前にも、説明を求めることができます。

○林議員 私のこれまでの議会での経験で、形成過程というよりも決定事項を説明するという場面に遭遇することが多かったように思いますので、それ以前、だから、もう決まったことだよという前にも説明を求めることができるというところは、やはり確認をしたいなというふうに思います。条文の中に入れられない、入れることがふさわしくないということであれば、逐条解説なり、こういった場での確認でもいいんですけれども、それはできるということによろしいのでしょうか。

○森戸座長 意思決定以前にも説明を求めることができるということでもいいかどうか。形成過程の説明を求めることができるというのは、意思決定前にそういうことができるよということだと思うので、これは私はそういう意味でとっているんですが。決定前に説明を求めたいと。どうでしょうか、皆さんの方で。

○五十嵐議員 私の方からは、形成過程の説明を求めることができるのは了とするが、形成過程となると、十分な説明が得られるかまでは問わないというふうに書かせていただいたんですが、形成過程の説明を求めるというのが、ちょっとどこまでなのかというのがよくこの条文で分からなかったの、一応、こういう意見を述べさせていたんですが、求めることはできる、まだ決定されていないけど説明してくださいということでは、どこまで説明できるかということになると、ちょっとこれは難しいかなと。

それで、例えば、まだ決まっていなくても、次の定例会に何かを提案する予定になっているみたいな、まだ形成過程なのではないかと思うんで

すけど、それをその前に審査というか、公のところではいろいろ質疑をすることが、例えば事前審査みたいに当たってくるような情景もあるかもしれないと思う、そんなことを考えますと、具体的には求めることはできても、得られるかどうかということとはちょっとケース・バイ・ケースで分からないのではないかと、そういう思いがあって、そこは了解の上でこの条文ができるなら、それはそれでいいんじゃないかということで丸を付けさせていただいたということなんですね。

○森戸座長 すみません、私、ちょっと勘違いをされていて、これは形成過程の説明を求めることができるということは、その一つの重要な計画が、誰が発案をされているのかとか、それからどういう過程で出てきたのか。法律や東京都の方針とか、そういうものを含めて明らかにし、なおかつ将来的にどのぐらいの費用がかかって、どういう財政負担になるのかということを含めた全体的な形成過程のものを説明してほしいという意味から出てきているものということだと思っんです。だから、意思決定後ですね。意思決定前ではないということですね。ということなんです。だから、意思決定前のものもこれで説明をしてもらえると、なかなかそれは難しい。

一般的に言えば情報公開で開示請求をして意思形成過程情報を手に入れるということではできているんですけど、この議会基本条例は、そこまでは求めていない。それは情報公開条例があるので、そこで活用してもらおうということで、ここはあくまでも市長が議会に提案するいろいろな施策について、発生源やそういうものを求めていくという中身なんですね。すみません、ちょっと私が勘違いしていました。

それは、例えば栗山町議会などの議会基本条例にも7項目にわたってうたわれているんですね。政策等の発生源、検討した他の政策案等の内容、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計

画における根拠、または位置付け、関係ある法令及び条例、政策等の実施に関わる財源措置、将来にわたる政策等のコスト計算、ここまでを明らかにしてこそ議会の議論がより深まり、論点が明確になるということで、これを栗山町議会はうたっているわけです。他にもこれをうたっているところがあるんですね。流山市議会もうたっています、具体的に。ただ、ここは小金井市議会では改選前では一致しなかったというのがあって、こういう条文に置き換えているということでもありますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○林議員 そうすると、意思決定以前に説明を求めたいということを考えた場合には、これとは別の条文を立てなければいけないということになるということですか。

○森戸座長 そうですね。

○林議員 分かりました。

○森戸座長 流山市議会は、この条文の中に、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため説明を求めるものとするというふうになっているんですね。だから、何のためにこの意思形成過程の情報を私たちが求めるのかという目的は、もうちょっとはっきりさせておいた方がいいかなとは思いますが。

この辺りはどうでしょう。

○五十嵐議員 流山市議会の第14条ですか、こんなふうに逆に具体的に書いていると、意図が分かるというか、意味が分かるんですけど、何か条文だけ読んでみると、ちょっと私の方で意見を言わせていただいたみたいないろいろなことが想定されて、つかみにくい条文かなという印象をちょっと持つんですが。それが逐条解説等でカバーできるのであれば、それはそれでいいかなという思いもしますけれども、ちょっと条文だけだと誤解というのもあるかなというふうに感想を持ちます。

○森戸座長 その辺り、どうでしょうか。重要な計画、政策、施策というふうになると、どこまで、

では部局は出すのかということが議論になったんですね。本来なら、全ての提案されるものは出すべきだし、そのことで一々これはどの条文にあるのかとか、他市との比較はどうかとかと質問しなくても、それは私たちが先に情報で得ていれば、そうしたらそれに基づいて論点は更に高まった議論ができるんじゃないかということだと思います。だから、そういう意味では全てのものについて市長側はきちんと説明責任を果たすべきだというのはあるんですが、そこは残念ながら一致しなかったんですよ、全てのものというところでは。

なおかつ、では具体的に全部書いてしまったら、市道の認定までそういうことをやるのかとか、簡易なものを含めて。どこまでを範囲にするのかということもあったのかなと思います。ただ、おっしゃるように言い回しも誤解のないようにする必要はあるかなと思っていて、もし、ここで合意するということで確認できれば、作業部会で具体的に検討していただくということでどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。いいですよ。第1班の。（「もめる内容ではないでしょう、これ」と呼ぶ者あり）もめないと思うんだけど、そんな。

では、入れるとしたら、発生源や財源措置など形成過程の説明を求めるとか、何かそういう文言をちょこっと入れるかどうかですよ。条文に。逐条解説でもうちょっと詳しく書いておくと。どこまで一致できるんですか、皆さんの方で。逐条解説に書くに当たっても、さっき言ったような流山市議会や栗山町議会のような7項目ぐらいを、市はきちんと提案とともに議会に示すということをやろうということできるとかどうかなんです。逐条解説に載せるにしても。

○片山議員 これまでのところでは、この7項目というのは、改選前の議会のときには、これは一応削除はするというようになって、逐条でやると

いうことになっていたんですかね。それ、ちょっと、そこをどういう結論になっていたのかが、私ははっきりしていないんですが、記録では持ち帰りみたいところで終わっているわけなんですけど。

○森戸座長 すみません、これは条文は除くということは一致したけど、逐条解説で述べるかどうかは持ち帰るということになっていたんです。逐条解説で、全ての議案ではなく、必要な重要な議案の説明の際に求めることについては全ての委員で一致したと。逐条解説で明記するのを持ち帰りになっていると。だから、これは議会が求めるのか、市長が努めるのかという点でも持ち帰るということになっているんですが、基本的には議会が求めるということなのかなと思うんですけど。

だから、必要な重要な議案の説明の際に、議会として求めるということですよ。

○片山議員 それ、前回の議会までの確認だったので、またもう一度ここで確認できればと思うんですが、1から7というのが、ここ、多分記録には載っていないので、そこはやはりちょっと確認してから、逐条で入れるか入れないかというのは第1班にという話にならないかなとは思っているので。それは文言としてちゃんと上げていった方がいいかなという気はします。

○森戸座長 1から7って、どこかで出していなかったか。一番最初の方で。（「こういうときには出ているんだよね、こっちもこっちも出ているし」と呼ぶ者あり）そうだよ。そうしたら、1から7のもの、これはどうしようか、公明党も出していますか。コピー出してもらって。（「どうか、みんな持っていると思うんだけど、骨子案のこれ」と呼ぶ者あり）骨子案って、昔のは持っていないんじゃないかな。

ちょっと休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時51分開議

○森戸座長 では、再開いたします。

お手元に、大分基本的なところで議論してきた骨子をお渡ししております。共産党の提案と公明党の提案に、その論点情報の形成などなどについて、政策等の決定過程の説明の7項目が載せられています。これは若干公明党と共産党とは違うんですね。(1)は同じ。(2)は違うと。公明党の(4)が違いますね。大体同じですよ。三つ違いますかね。将来にわたるコスト計算、政策等の実施に関わる財源措置、総合計画。共産党の法令というのと、それから、2番と5番、4番。これが違うんですね。提案に至るまでの経緯ということの辺りか。(「今って何だったか」と呼ぶ者あり)今、これは正式の委員会です。

○宮下議員 すみません、これ、資料の下の方に2012年6月6日と書いてある、これ、2年前の資料なんですけれども、一応公明党がこのとき出しているのは、見ていただくと分かるように、伊賀市議会の条文は参考になるというふうな意味合いで、伊賀市議会の議会基本条例の第9条ということで出していますので、小金井市は小金井市らしさで決めればよいことだと思いますので、一応、そういう意味で出しています。

○森戸座長 公明党の意見のところ、議会での質疑に先立って基本项目的な内容の説明があれば、常識的に考えると議会において「効率的な質疑」が期待できると。また、傍聴者としても、質疑に先立って体系だった資料があれば、整理された情報を入手できる点も好ましいというご意見を頂いて、その点は議論になったところかなというふうに思っています、これは。

これはほとんど反対はなかったかなというふうに思っていて、だから、この7項目をどう整理するかというのは、第1班に任せるか、どうですか。第1班に任せてよろしいでしょうか。どうですか。

○片山議員 今、意見を、もしあれば言っていたいて、それを踏まえながら第1班で整理すると

いうことがいいんじゃないかと思います。

○森戸座長 別に7項目ではなくてもいいんですよ、10項目でもいいわけで。増やしてもいいですし、減らしてもいいし。ただ、そこは第1班の方々にご検討をお願いして。(「三つぐらいでいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)三つぐらいでいいという意見がありますけど、いかがでしょうか。やはり10ぐらいあったっていいよね。

これ、先にもらっておくと、私たちも議論しやすいんですよ、重要計画で。いつも資料要求でなければいけないという。(「質問も少なくなるだろうし」と呼ぶ者あり)そうね。論点が整理できるよね、私たちの。質疑の水準も高まるだろうということですよ。

では、これを前提にして、持ち帰らなくてもいいですよ、どうします、項目。いいですよ。第1班に任せたいと。

○小林議員 片山議員が今言われましたけど、特にこの共産党の2番、5番、公明党の2番、4番と、この重なっているところはいいと思うので、それ以外のところについて意見があれば伺っていただいた方が整理はしやすいのかなと思うんですけど。

○森戸座長 ご意見があれば伺って。

○五十嵐議員 提案されるものに、それぞれのものについて必要な情報というのが違ってくる場合もあるかなというふうに思って、だから、例えば7でも10でもいいんですけど、述べられたとしても、それ必要ない部分というのものもある可能性がありますよね。だから、そういうものを説明してもらったけれども、そういうものに類したもので、必要に応じてという表現になるかどうかはあれなんですけど、全部必ずそれをやらなければいけないということではなくて、そういう項目に照らしたものを議案によって出すというような表現に、逐条でしたらどうなのかと思うんですけど。

7とか10とかと今言うと、何か全部それを全てについてやらなければいけないんだというふうに

とられてしまうと違うかなと思ったりするんですけど。

○森戸座長 だから、議会サイドとしては求めることができる。それに応えられるかどうかは市長部局の判断になると思うので、例えば10言っても、これとこれは無理ですって言われる場合もあるかなと思うので、できる限り多くしておいて、できないものはできないっていうことになっていくのかなというふうに、私は思っているんですけど、どうでしょうか。

判断は市長部局ですよ。こちらから議会サイドが最初から判断するのではなくて、部局に判断してもらおうという方がいいのかなと思うんですけど。議会は求めることができるというふうにしておいて。

○片山議員 共産党のこの骨子の方の案でも「努めなければならない」というふうになっているということもあるので、そういうふうな解釈かなと思っているんですけど。また、重要な案件というのも、それもまたそのときの様子によってあれが違うかなとは思いますが、やはりそのときどきなのかなというふうにも、私は思っているところです。

○森戸座長 ケース・バイ・ケースですよ。これ、求め方はどういうふうにするのかというのはありますよね。事前に議案が来たら、これとこれとこれを明らかにしてくれというのを議会サイドから提出をして、議案の説明のときに説明をもらうというやり方になるんですかね。これ、流山市議会とか何か分かりますでしょうか、やり方。分からない。(不規則発言あり)調べる。(「お調べしておきます」と呼ぶ者あり)ちょっとそのやり方も含めて、第1班の方で他市の状況も調べていただいて、部局が調べてくださるということなので、それをもとにしてちょっと作っていただくという、ご提案いただくということでよろしいでしょうか。どンドン前に進めていきたいと思っ

ておりますので。

それでは、先ほどのこの29、確定をさせていただき、その説明する項目などを含めて、第1班で検討をしていただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。

次に、No. 30、第10条の第5項、「議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を認めることができる」ということであります。

ほとんど一致はしておりますが、若干いろいろご意見がありますので、ご意見を頂ければと思います。一つは民主党から。(「正副座長案で「ものとする」と書いています」と呼ぶ者あり)そうか、ごめんなさい。それで、正副座長案を見ていただきたいんですが、第5項、「認めることができる」というふうにしていたんですが、これを「認めるものとする」というふうに直させていただきますと思います。「発言を求められた場合には、その発言を認めることができる」というふうにすると、では、認めることができない場合は何なのかということになっていくんですね。やはり市長から発言を求められた場合に、私たちも答える義務というか、答える責任があると思うので、「認めることができる」のではなく、「認めるものとする」として、お互いに論点をきちんと整理していくことが必要なのではないかと考えてありまして、「認めるものとする」というふうに変えたいというのが正副座長の提案であります。

ちょっと「認めることができる」で皆さんからご意見を頂いていまして、ほとんどご了承をいただいているんですが、今のちょっと正副座長の案についてご意見があれば、まず伺っておきたいと思

っている」と呼ぶ者あり) そうだったか、そうか、これは改革連合の意見を取り入れさせていただいたということになります。すみません、説明が行ったり来たりしていて。

小金井をおもしろくする会からも、ちょっと再発言を認めるものとするというふうになっているんですが、同じように「認めるものとする」というご意見を頂いていましたので、両方のご意見も踏まえて、直させていただいたというのが正副座長案です。よろしいですか、認めるものとするで。

○小林議員 念のため確認なんですけど、「その発言を認めるものとする」というのは、先ほど説明があったように、市長等からの質問、確認に対して再度答えることができるということになりますよね。ちょっと違和感があったのが、この、市長と議会の関係というところになっているんですけど、今の説明だと質疑のルールみたいな話になっていて、ぱっと読んだときに、市長が再度聞くことを認めることができるということだったら、議会と市長の関係としてすんなり分かるんですけど、ちょっと聞かれたら答える、1回の発言とカウントせずに答えていいよみたいな、規則的なものだったので、ちょっと違和感があるんですけど。何か説明いただければと思います。

○森戸座長 そうですね、これって……。ちょっと休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時20分開議

○森戸座長 再開いたします。第10条第5項は、今休憩中に皆さんからもご意見を頂きましたので、正副座長で持ち帰らせていただいて、改めて正副座長案を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのように対応をさせていただきます。

次に、No. 31、第10条の第6項、「議会は、必要に応じて、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる」、これは市長報告を言っているわけですが、この「必要に応じて」というのを正副座長案はとりたいと思っております。これは白井議員からの提案どおりであります。

正副座長案の前に、皆さんからご意見を頂いております。民主党からはちょっとご意見を頂ければと思うんですが。

○鈴木議員 多分この時にも、一時議論になったのかなと思うんですけど、では、全員協議会の在り方についての議論は、これは別に議論をする必要があるんじゃないかという議論があったと思うんですね。そのことが確認できれば結構です。原案では了承していますので。

○森戸座長 では、これはいいということですね。分かりました。

次に、みんなの党から、「本条に第7項として」ということで提案いただいています。

○百瀬議員 いわゆる文書質問制度をこの位置に入れるというのを、ちょっと提案させていただきたいと思います。

○森戸座長 これは、全条文を議論した後に議論するというのでよろしいわけですね。

小金井をおもしろくする会は、「必要に応じて」という言葉を除いてほしいということで、除いたということでもあります。ですので、これは確定をしたということで、第6項はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは確定をいたしました。いいですね、どんどん進んでいますね。

続きまして、今日、皆さんのお手元にNo. 32が行っていると思います。ちょっと先ほどあった全員協議会の位置付けであります。ご覧いただいて、第1項の部分は一致をしていますので、これは第1班に送るということでもあります。それから、旧第2項は削除で一致をしまして、それは載

っていません。

第2項、「議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合、速やかに対応するものとする。」という新しい第2項についてです。これは、皆さんのお考えを見ますと分かれるんですね。①4分の1の議員の請求があった場合、議長は市長へ要求するというのが、共産党と公明党と生活者ネットということで、これが10人の会派になります。それから、②でと言っているのは自民党で5人です。それから、③というのは自民党とみんなの党、改革連合、小金井をおもしろくする会で、これも10ですね。（「座長、現状のお話をちょっとさせていただきたいんですが」と呼ぶ者あり）そうですか。ちょっと説明してからね。

それで、④ということで答えを頂いているのが、共産党の4、それから生活者ネットの4、それから市民自治で、これが7です。⑤議長自身が必要と判断した場合ということで、全員協議会を開催するというふうに答えているのが、民主党の2、生活者ネットの2で4ということになります。だから、①と③が10ということで多いということなんですが、④ということもあるということでもあります。

現状について、では、次長から説明をお願いしたいと思います。

○飯田議会事務局次長 それでは、こちらのハンドブックの81ページをご覧くださいと思うんですが、10番の全員協議会でございます。こちらには、開催の判断及び部局への出席については議長に一任することとするということになっておりまして、現状では議長に一任という形になっております。それを踏まえて、もし変えるということであれば、この議会基本条例の会議でお決めになるのか、はたまた議会改革という形になるのかということでございますので、こちらの方、ちょっとご議論いただければと思います。

○森戸座長 議長一任するというふうになってい

るということなんですが、議会改革でいくにしても、ある程度ここで議論しておかないといけないのかなというのがありますので、若干議論はしておいた方がいいかなと思います。

○小林議員 ちょっと会派の意見の補足なんですけれども。共産党は①プラス④というような考えですけれども、私たちはあえて言えば①プラス②というような、代表者会議を開いて、その中で議長が決定をしていくという方向は方向なんです、議長にその場の雰囲気決定していただくということになると、ときの議長にご負担もかかってしまうだろうということで、一定の人数目安を作った方がいいという意味で①ということを書かせていただいておりますので、代表者会議は開くというのが私たちの考えであります。

○森戸座長 ②も含むということですよ。想定していると。

そうすると、それですみません、一言。こがねい市民会議は、またこの五つとは違うご意見なので、よろしく。ちょっと言っていただければと思います。

○斎藤議員 必要要件が議員定数の何分の1というのは、そのほか要綱もしくは規則という形で、要綱、規則というものが議会基本条例の中で定めるとすれば、その要件はそちらに任すということも一つの手ではないかなと。要するに、この部分の要件は変更しやすいようにというふうに、私は考えています。というのは、議案提案権が今は12分の1という形で、2人でできるということに対して、全員協議会を開催請求するのが、それよりハードルが高いというのがいかなかなと思いつつ、提案権と全議員を拘束するようなこととどちらが重いというか、必要要件のハードルが高い方がいいのか、ちょっとやってみないと分からないというところもあるものですから、そういう形で考えています。

○森戸座長 ということで、6種類の意見という

ことになります。

○**五十嵐議員** 改革連合というか、私としては、現状から想定してというか想像して、多分今の小金井市議会だったら、代表者会議を開催して決定していくかなという想像のもとに、③をしたんですが、逆に現状が議長に一任するという状況になっているということであれば、議長が全員協議会を開くかあるいは幹事長に告げるだけにすること、そのケース・バイ・ケースで判断するというようなふうにしてもいいのかなという思いもありますので、③にしてありますけれども、⑤の議長に判断を任せるというのも選択肢に加えてもいいかなというふうに、今思っております。

○**森戸座長** ということは、民主党と同じということですね。

○**鈴木議員** 今、改革連合から意見が出たところで、私の方からも補足という形で発言をさせていただこうと思っています。これ、よく見ると、やはり私、市議会、民主党としては⑤なんですけど、②、③というのもありだよという、含めるという形で考えています。結局、その大もとをたどっていくと、やはり議長のご判断というのがあると思うので、そこも含めて一任したいという思いで⑤にしていますということです。

○**森戸座長** ②も含まれるよと。（「それは③も」と呼ぶ者あり）②、③。

これはなかなか難しいですね、六つに分かれています。ただ、②、③で、議長が会派代表者会議を開催するという点では一致されている方が多いのかなと。確認をするのか、全員協議会の開催を諮るのか、ここの違いなんですよ。自民が②、③と書いていらっしゃるんですが、何かご意見があれば。

○**中山議員** そうですね、これはもう全会一致が原則だというふうに考えております。それで、会派代表者会議を開催するか、確認にとどめるか等々については、これはプロセスの手続の話です

ので、これはどちらでもいいかなということで②か③というふうにしたんですが。現状が全会派一致という原則がありますので、その原則にのっとりやるのであれば、こうなのかなというふうに考えております。

○**斎藤議員** 逆に、ちょっと質問です。その場合、自民党の案でいくと、例えば全員協議会を開催、これは市長から提案することもあるんですけども、1会派でもそれに反対すると全員協議会は開けないということになってしまうということによるんでしょうか。

○**中山議員** 言い方を変えれば、必要なものに反対する会派はないんじゃないかというふうには思います。

○**森戸座長** ということだから、1人でも1会派でも反対すれば、これはできないということなんですよね、中山議員。

○**中山議員** 議会運営という意味では、全会派一致の原則なので、原則にのっとりやろうではないかという考え方です。

○**片山議員** 確認なんですけど、ただ、これ、2番の条文としては、「議員が全員協議会の開催を請求」と書いてあるんですよ。「議会が」ではないかなとは思っていたんですが。それで、この、何か人数のあれがあるのかなと思ってはいたんですけども。「議会が」ということなんですか。

○**森戸座長** 第2項。議員が全員協議会の開催を請求するということなんですよ。ただ、その場合に、では、どの程度の開催請求人数だったらいいかということがあって、4分の1なのか、斎藤議員がおっしゃるような6分の1なのか、それとも改革連合の過半数なのか。そこが、その人数によって、議長が対応するかどうか、まずはあると思うんです。何人が開催請求すれば議長は動かなければいけないかという、その条件がまず一つはあると、議長が動く場合には、会派代表者会議に全員協議会の開催を諮るのか、それとも

一定の人数が集まったということで議長は図るのではなくて全員協議会を市長に要請しますよということを確認するのか。それが③だと思うんです。だから、それか、議長は会派代表者会議を開かずに全員協議会開催の要求を市長にやるよということをして全会派の幹事長に告げるのみとするということですよ。

⑤は、議長自身が必要とした場合には、全員協議会を開催するんだと。ちょっと手続上の幾らかというものと、その後の議長の対応というのが一緒になっているから分かりづらいのかもしれないね。

○板倉議員 確認していいですか。このNo. 32に行く前までのNo. 26からNo. 31は、条文の一致点を確認していましたよね。ところが、No. 32、全員協議会については、この第11条の第1項、第2項、第3項のこの条文についてはもう一致しているのか、それとも第2項については自民党の全会派一致ということを入れないと一致しないのかどうか、まず条文として。条文そのものはもう一致しているという理解でよろしいのでしょうか。あとは要綱や規則に委ねる内容を議論することになるのでしょうか。そこをちょっと確認したいんですが。

○森戸座長 これ、中身によって条文を決めるということですので、同じ、これで決まっているというものではないです、第2項が。それで、そこを申合せか何かでやるのか、要綱でやるのかということには、また別問題ではあるんですが。その要綱にどういうことをうたうのかということによって、ちょっとこの文言の入れ方は変わってくるんじゃないかと。

○片山議員 これは議長の議会運営委員会のやり方のやりやすさにも関わってくるものかなと思っているので、現議長であるとか、また議長経験者であるとか、そういった方々のちょっとご意見とかをお聞きしながら、ここについてはもう少し精査した方がいいような気はしているんですけど

も、どうでしょうか。

○森戸座長 そうなんですよね。ただ、六つ分かれている中で、議長がこれだと言って、では、議長の意見で行くのか。その辺りも含めてあると思うので、もうちょっとここで詰めた形にした上で議長のご意見を伺うという方がいいのかなと思うんですけど。

○水上議員 いいですか。それで、幾つか論点があると思うんですが、私たちは①、④としたのは、①のところを読むと、一定数の議員からの請求があった場合に、議長は市長へ要求すると。つまり、全員協議会を開催してほしいということをお願いするということになっていますよね。だから、この辺の中身がどうなのかということも、もう4分の1から請求があった場合、私たちはもう全員協議会を開催するという事で市長に、要するにお願いするという行動を議長がとるんだということになれば、改めてそれを、是非を議論するという形にはならないと思うので、ある程度そういうことを、手続をしていますよということをお伝えということでもいいのではないかとということで④にしているんです。

ただ、議長が全員協議会をやるという判断をして、市長に行く前に議会にもう1回相談するという形になるのかどうかという、一つは議長の行動についてどうなのかということをはっきりする必要があると思うんです。ただ、会派代表者会議などを開いて、そこで議論をして決めていくということになると、今までと基本的には変わらないですよ。僕は要するに第2項が設けられたというのは、今まで都市計画決定に関するものは全員協議会で説明するみたいな流れがあって、それ以外の緊急的なものについて求められたときの対応ができるようなシステムみたいなものを作っておく必要があるんじゃないかなというところが、一つあるのではないかとこのように思っているの。議長としても、私はある程度手続的なものが

ちんとしておいた方が、何か個人の判断に任される部分があると、議長の責任が問われたりとかということになると、逆に僕はよくないと思うので、ある程度の手続論的なもので明確にしておいた方が、議長が判断して市長に言うのか、会派代表者会議に諮るのか、どっちにしようかというふうに本人が悩むというのも大変だなと思うので、そこは手続としてはっきりさせる必要があるのではないかなというふうに判断しているところで、まず要求があった場合、議長がどういう行動をするのかということと、改めて私は会派代表者会議などで、全員協議会を開くかどうかということを決めるのではなくて、少なくとも開きますよということになるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○森戸座長 水上議員がおっしゃることはよく分かるんですね。ただ、自民党は、これは全会一致でない議長は取りまとめられないということですよ。そういう意味では、かなり距離があるんですよ。それをどう埋めるかなということでは、例えば4分の1なり6分の1なり過半数なりの開催請求があったら、そこで議長はもうやるよと言うのではなくて、一旦会派代表者会議を開いて、やるよということを確認するのか、それとももう諮る、全員協議会を開くことで皆さんいかがですかと諮って、全会一致でなければ議長は動けないとか、そういうふうにしていった方がいいのかという、ちょっとそこが議論になるところなのかなということかなと思っているんですよ。

共産党の意見は4分の1でも議長は市長へ要求することなんですけど、ちょっとそこはかなり距離があつて。(不規則発言あり) そうよね。(不規則発言あり) そうですね。だから、自民党が議会運営委員会の全会一致の原則で条件として議長が取りまとめるんだとおっしゃっているのは、これは最初から開催請求についても全会一致ということなのか、ここで言っている4分の1と

か6分の1とか過半数の開催があれば、例えば会派代表者会議を開いて、そこで全会派の意見を聞いて、一致を求めてやることでもいいのかどうか。ちょっとその辺りはどうでしょうか。

○中山議員 それは後者でもいいかとは思いますが。だって、要は最終的に会派で調整して、開催しましょうということになるわけ、それは今もそうですよね。ですから、今もそうというか、議長が取りまとめていると思うんですけども。ですから、議会運営委員会の中で効率的にやっているのであれば、当然それはやはり話し合いをすればお互いに必要だというふうに認める場合には理解ができると思うんですよ。ですから、私は何らそこに運用の壁はあると思ってなくて、その反対するための全会一致でなくて、必要なものは皆さん全会一致になるんじゃないかというふうに考えていまして、そこは全員協議会の開催については、余り支障はないんじゃないかという観点から、そのように考えている次第です。

○森戸座長 だから、文言上は、議長は4分の1の請求があった場合には市長へ要求すると。しかし、その際に、会派代表者会議を開催して、全員協議会の開催を諮るのか、それとも確認をするのか。会派代表者会議を開かないで全員協議会開催を全会派幹事長に告げるのみとするのかということですよ。

○板倉議員 ちょっといいですか。水上議員が先ほど説明しましたように、①を選んだ場合は、もう議長は市長へ要求するんですから、あとは③の全員協議会開催を行いますよという確認をとるのか、全員協議会を開かずに連絡するだけなんですよ、①を選んだ場合は。もう市長に要求してしまうんですから。②の選択にはならないと思いますよ。

○森戸座長 ②というのも考えられなくはないんですよ。議長は市長へ要求することができて、要求すると。しかし、その際、更に全員協議会の

開催を1回諮るという丁寧な諮り方は考えられるのではないかと。

○小林議員 そうですね、今、座長もおっしゃっていただきましたけど、うちは①、あえてプラス②と言いましたけど、やはりその4分の1ほどの声が出たときに、代表者会議を開いて、全体で話されたときに本当に全員協議会という形がいいのかどうかとか、そこももう一度そこで話もできるでしょうし、4分の1で要求しているのか、これは全会一致になって要求するのか。そこも違ってくるでしょうし、資料の準備とか、議会としての論点整理というのも諮れるでしょうから、やはりそういう意味での要求するために会派として諮っていくという場にするというのは、一つは意味合いがあるかと考えています。

○森戸座長 だから、もう1回、ちょっと整理しますかね、ここは。

ちょっと休憩しましょうか。休憩します。

午後2時50分休憩

午後3時47分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、休憩中にいろいろな議論がありました。それを含めて持ち帰りたいという会派もありましたので、もう一度整理をして持ち帰っていただくということになります。一つは、開催請求要件について設置するかどうかですね。それから、二つ目には、開催請求要件を設置した場合に、議長がどういう対応をするのか。会派代表者会議を開催し、開催を諮るというふうにするのか。議長が判断して全員協議会開催を確認するのか。それとも会派代表者会議などを開かず、全会派幹事長に告げるのみとするのか。それとも議長がその判断を受けて、一任して全員協議会を開催するのかですね。この四つの要件、②、③、④、⑤の要件になってくるのかなと思いますので、その点、協議をお願いしたいと思います。持ち帰っていただきたいと

思います。よろしいですか。

次に行きます。No. 33、議会の議決事項の追加であります。地方自治法に基づいて、この議会の議決事項をどうするかという話なんですけれども、A案とB案と見ますが、まずご意見を頂いた方がいいかなと思いますので、自民党から。

○中山議員 すみません、お待たせしました。こちらについては、自民党はA案ということで、小金井市議会の現状を基本に、別に追加できるA案ということで考えております。

○森戸座長 共産党。

○水上議員 共産党はB案ということで、②のみ削除したものであるということなんですが、そもそもは長期総合計画基本構想以外に都市計画マスタープランとか市の全体に関わる総合計画的なものは載せた方がいいというのが会派としての意見だったんですが、(1)の基本構想が、今、とりあえず一致しているわけだから、この条文を作っていく上では一致しているものをまず載せるというのが、そこしかないだろうというのは一つあるのと、あと、前回、別に条例で定めるということについては反対の意見もあったので、折り合いを付けるということであろうと、とりあえず今決まっている基本構想ということを入れて、その後、議会の一致の中でもっと盛り込めるものが、議決に追加できるものが出てきたときに追加できると、そういうことを逐条解説などで、その余地があることを明記するというのでいいのではないかとということでB案ということにしました。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党もこの項についてはシンプルにしておくということで決まっている部分、(1)のみをうたっておくということできさせていただきます。

○森戸座長 民主党は。

○鈴木議員 ここに書かせていただいているとおり、A案で行きたいと考えております。必要に応

じてという意味で、この（２）が必要ではないのかなという考えです。

○森戸座長 次がみんなの党。

○百瀬議員 私どもは現状を基本としつつ、別に追加ができるというような形でA案ということにしております。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 これから必要なものが出てくるのであれば、追加ができるということを前提に、ただ、また別の条例を作るというのがどうなんだろうという議論もありましたので、この基本条例に追加をするという形をとれるB案にしました。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 私もその他別に条例で定めるというのは、もう一つ条例を作らなければいけなくなりますので、それよりだったら追加をしていけるようにB案を賛成します。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私はこの長期総合計画基本構想以外にも議決を増やした方がいいという考えから、A案ということではあるんですが、ただ、Bであるとしても、追加していこうというような考え方もあるということなので、特にこだわるわけではありません。この条例という形でどういうことがどうなのかという意見が多ければ、これ、AではなくてBという形にしてもいいかなというふうに思っているところです。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私は別に条例を定める、別の条例を作るということではなくて、この条例の中に決めていくことができるようにするべきだというふうに思っていて、その文言とすれば、ここに書いた、「その他、議会が定めたもの」ということで、ここで言えば条例改正のときに（２）にその議決すべき事項を入れて、その他、議会が定めたものというものを繰り下げていくというような形の作りがいいのではないかなというふうに

思っています。

B案で、これで議決してしまうと、基本的には条例改正と同じことで増やしていけばいいんだろうと思いますけれども、どうなのかな、どっちみち、そっちの方がいいのかな。どっちかといえば増やしていけるよという形を残した方がいいのかなという気がいたします。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私は、三角にしてA案としたんですけど、よくよく考えると意味合いとしてはB案の方が、多分意味合いは合っているのかなという気はします。一応、B案の考え方において、簡単に僕的に条文をこういうふうにしたらいんじゃないかなというのは、一応提案はさせていただいておりますが、あんまりこれ、こだわるつもりはありませんので、まず追加できるものとするということを1項に掲げて、第2項では、以下のものを議決事項として追加するというので、今、長期総合計画基本構想だけを書いています、それで降追加していく余地を残すというか。（不規則発言あり）そうですね。でも、別にこれにこだわる、どっちかという、すみません、間違いました、B案ですね、B案の考え方です。

○宮下議員 ちょっといいですか。公明党の案のところで、追加で説明ですけれども、最初のところに第12条の第1項としてということで、こういうのを入れたらどうかということで一応入れています。ただ、内容にも書いてありますけれども、地方自治法の第96条第1項のところに、議会は議決をしなければならないという規定があるものですから、こんな大事な規定を議会基本条例にうたわない手はないというふうに思っていて、それがここに入れたら形としてはすんなりくるのかなというのがあったので、ちょっとここに入れました。

ただ、これはここにこだわりません。また、前文の議論で精神みたいなものをもう1回ちょっと

検討するのかなとも思っているのですが、議会は議決をするところなんだという文言をどこかに入れたらいいんじゃないかなという、そういう思いをここに入れていきますので、この条項のところであらうぬんかんぬんこだわるところはないです。

○森戸座長 ありがとうございます。それで、今の皆さんの意見表明を頂いて、A案というのが人数としては10かなと。B案が14かなという感じなんです。斎藤議員もどちらかというとならB案でもいいのかなと。何かちゃんと別に定める、もっと増やすことができるよということがうたわれればいいのかというお話があったのかなと思っていてということなんです。

別に条例で定めるということになると、ここに長期総合計画基本構想とうたいながら、例えばもう一つ都市計画マスタープランの議決に関する条例というのを作るわけですね。そうすると、こっちに議決の中身があって、また別のところにそういう条例を作っていくということになっていくという形なんです。そうすると分かりづらいいんじゃないかなということからすると、ここに（1）は長期総合計画基本構想、（2）は一致すれば都市計画マスタープランという言葉を入れれば、それはもう議決事項なんだよということになって、議決をされていくというやり方のようなんです。議会事務局次長、そういうことでいいでしょうか。

○飯田議会事務局次長 そうです、そのとおりです。

○森戸座長 なので、どっちがシンプルかなということだと思んですが。皆さんおっしゃっているように、逐条解説で追加をすることができるということがうたってあれば、全体的には何か保障がされていくのかなというふうにも思うんですが、その辺りどうでしょう、A案とおっしゃっている方も、追加した方がいいという点では一致しているんじゃないかと思っていて。

○中山議員 自民党は特に会派の中ではこだわっていなかったのですが、皆さんに合わせてますよ。

○百瀬議員 私どもも扱いが容易な方がいいと思いますので、そのようにしたいと思います。

○森戸座長 市民自治こがねいと民主党、いいですかね。

○鈴木議員 ただ、ここに最初から都市計画マスタープランを入れておけばという座長のご提案だったんですが、そこについて、ちょっと考えが違うんです。別に条例で定めるということの手続上の大変さ、追加するということについては同じ考えなんです。なんですけど、いろいろなことを考えたときに、別に条例で定めるとしたときに、どちらのやり方がシンプルというか、手続上簡単にいくのかということについて、ちょっと確認させてもらいたいなと思ってるんですけど、どうなんでしょうか。

○飯田議会事務局次長 議会基本条例であっても、そしてそのほかの先ほど議決の指定に関する条例についても、同じ条例ですので、条例制定、改正については手続的には同じですので、そういう意味では先ほど座長がおっしゃられたように、一つの条例の中で分かる方がシンプルでいいのかとも考えます。手続上の煩雑さという点では同じでございます。

○鈴木議員 正直、都市計画マスタープランをここに入れるかどうかということには、まだこの段階では考えが至っていませんでした。

○森戸座長 すみません、都市計画マスタープランは入っていないんです。例えばの話。

○鈴木議員 例えばの話、分かりました。であれば了解です。分かりました。

○森戸座長 それはなかなか一致しないでしょう。（「一致しているのは、もうこれだけだよ」と呼ぶ者あり）そう、今一致しているのはここだけ。よろしいですか。

それでは、これは……。

○齋藤議員 私もBで結構です。今、気がついたんですが、この第12条の第1項の最後の、「次のとおり追加できるものとする」というのは、これだけの単独のことになると、ちょっとおかしな形になって、次の各号とするということで第1号、第2号、第3号と続いていく形になるんだと思いますので、この最後の条文の表現が変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

○森戸座長 そうですね、白井議員からは第2項として設けていらっしゃるわけですけど、この辺りはどうでしょう。

○飯田議会事務局次長 追加できるものとするの文言でございますけれども、第96条の第1項の方でもともと議決事項というのが定められておりまして、第2項の方で別にその条例で定めれば、議決すべきものということと定めることができるということになっておりますので、第96条第2条によってこれらのものが追加できるものとするということで、もともと第1項の方で議決事項というのが決められているという点では、この「追加できるものとする」という方が適切なのかなというふうに考えます。

○齋藤議員 であれば、「追加するものとする」であって、「追加できる」ではないですね。

○森戸座長 それはそうだね。「追加するものとする」と。そこはどうですか。いいですね。

白井議員からは、第2項って起こしていらっしゃるんですが、起こさなくても第1項でやってもいいかなと思うんですが、いいですか。

では、「次のとおり追加するものとする」としてB案で行くということでよろしいでしょうか。では、これは確定しましたので、第1班の方々、よろしく願いいたします。

次に、第5章、自己研さん・調査・研修・政策立案、討議の保障です。それで、ちょっと事務局に会津若松市議会の具体例を印刷していただいていますので、配っていただければと思います。で

は、内田議事係長、これ、説明してもらって。内田議事係長いないのか、では、議会事務局次長。

○飯田議会事務局次長 では、会津若松市の、ちょっと事例をご紹介します。一番最後のページ1枚と、あと前段のページのはちょっと分かれていまして、一番最後のページの平成26年5月14日の事例ですが、これは今現在やっている事例でございます。ですから、こちらの議案の質疑が終わった後、次第上、もう議員間討議に入りますという形で、次第を読んで、それで議員間討議に入っていくという形で、必ず議案の質疑の後、もう議員間討議というのを入れているという状況でございます。それで、前段の平成23年4月28日の臨時会の方ですが、こちらは動議を出して議員間討議をやっていくということで、今現在は先ほど申し上げた、最後のページのようなやり方をしているということで、会津若松市の事例をご紹介します。

○内田議事係長 追加で。すみません、ちょっと私の方から補足でご説明させていただきたいんですが、会津若松市の方にちょっとお電話させていただいて、話をお伺いしたところ、会津若松市の議会基本条例の中、第3条の方、議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならないというのがありまして、議会が言論の場であること及び合理性の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。また、会議規則の方で、議長は委員長報告等に対する質疑の終結後、または委員会の付託を省略したときは、質疑の終結後、議員間討議に付するという形で、会議規則なので、本会議の規則ということになるんですけども、そういう形を受けまして、これ、実施場所を本会議の方で議員間討議というのはやっいまして、また、委員会の方でも会津若松市に関してはやっっているような状況になっています。

そういうことですので、行うタイミングに関しては質疑の終了後に行う形で議員間討議という形

でやっています、ちょっと読んでいただければ分かるんですが、やっている、私の印象としては、どちらかというとなんか質疑が終わった後に本来、うちの会議規則の第53条を見ますと、質疑において自分の意見は言うてはいけないということになっているんですが、その部分で自分の意見を言えないということ、そのまま今度はもう討論・採決してすぐに入ってしまうので、そこでしか意見が言えないということになるんですけれども、その討論に入る前段で、ちょっと討論の前に論点整理しようということで、これを、議員間討議をちょっと1段落前に置いて、そこで論点の整理を議員の皆さんの間でしていただいて、読んでいただければ、ちょっと印象なので、具体的にもっと事例を見れば違うのかもしれないんですけれども、これを読む限りでは、お互いに批判し合ったり質疑し合ったりというよりは、その論点に関しては、私はこう思いますよみたいな、そういうのが、ちょっとこの中の議論になっていまして、議員間討議、幾つかやり方はあるかもしれないんですが、ちょっと会津若松市に関しては、そんなイメージで、私、申し上げた部分もありますけれども、そういうやり方をしておりますので、参考にいただければと思います。

○宮下議員 ちょっと質問。ちょっと議論に入る前に確認なんですけれども、この資料の1ページ目の真ん中辺りに、「起立多数であります。よって、議員間討議を行うことの動議は可決されました。市長を始めとした当局説明員の皆様には、議員間討議の間、一時議場より退席をお願いいたします」と書いてありますけれども、これは今、現状でも同じように行政側は退席しているということなんですか。

○内田議事係長 始めた当初はこういった形で、退席という形をとっているんですけれども、今現在においては、この一番最後のページを見ていただければ分かりますように、次第上、具体的には

議案第98号から第101号って、これ、後の方にてきますけど、議員派遣の議案になっているんですけれども、全ての案件がこの議員間討議の対象になっているので、ですので、逐一退場という形は、今現在はとらずに、その場にいていただくような形をとっているそうです。

○板倉議員 事務局に伺いたいんですけど、この平成23年4月28日の臨時会も、現在の平成25年9月定例会のやつについても、討論採決前の、いわば各会派の意見表明みたいな形に見えるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森戸座長 そうもなっていないですよ。議員間討議になっている、誰々さんがこう言ったけれども、こういうことではないかというのが、この平成23年4月28日、これはそうでしたか。この長い文章。

○内田議事係長 ちょっと私の印象という形になってしまうんですけど、先ほど言ったように、あくまで意見というのは会議規則上、討論まで言えないという部分、厳密に解釈すると。小金井市の場合は質疑の3問目でよく皆さん言われてしまっている部分があるんですけれども。厳密に言うと第53条で意見は言えないんですよ。そうすると、討論まで、要するに採決直前までは、討論が終わると、もうそのまま採決に入ってしまうので、討論まで自己の態度確認ってできませんので、討論の間では、必ずもう賛成、反対どちらかに態度を決めておかないといけないというところがありますので、そこに行くまでに議員さんの中でちょっと論点を整理して、それはこうではないか、ああではないかという自分の意見を表明すると。それで討論の賛成、反対というところに入っていくという部分。

討論をやったから、では、その後の採決、態度を変えてはいけないということでもないのではありませんけれども、討論の前段としてこれを行っているという部分がありますので、だから、自己の

意見、本来であれば討論まで言えないんですけども、ここで、そのまた前ステップでちょっと論点を確認し合っているという、そういう部分だと思えます。

○森戸座長 ここを読むと、松崎さんという議員が……（「何ページですか」と呼ぶ者あり）この2ページです。「皆様のテーブルの上に今回の商業地域活性化事業についての論点について提出しております」ということで、先ほど質疑をした内容うんぬんとあって、大きな論点は二つあるということで、二つの論点を述べているんですね。それを述べて、目黒さんという議員が、私はこうこの論点を申し上げますということを言いながら、松崎議員がおっしゃるとおりだとか、清川議員並びに渡部議員から言われましたこのメリットは当然あると思うということで、お互いが論点に基づいて議論をしていると。

当初はあれだったんですよね、これ、調べていただいたところによると、議員間討議の通告書を出したんですよね、最初は。その辺り、違いましたか。お互いが論点について意見を述べているという形で、一応討議にはなっているんですが、現状は、だから、そういう通告ではなくて、議員間討議に入りますと宣言をして、手を挙げるんでしょうね、きっと。「なし」と呼ぶ者があって、満場ご異議ないものと認め、議員間討議を打ち切り、討論に入りますというのが、一番最後のページにあるんですが、平成25年9月定例会、総括質疑。議案第98号ないし同第101号を一括議題とするということで、「議員間討議に入ります」と言って、「なし」と言って議員間討議を打ち切りとあるから、もうその場で手を挙げて議員間の議論をするんでしょうね。しているというのが。

○板倉議員 それで、平成23年4月28日は、これは臨時会なので、委員会付託できないので、本会議で議員間討議という形で、これ、応酬しているわけですよね。何回も同じ議員の名前が出てきま

すから。平成25年9月の定例会は、これは総括質疑というところになっていて、本会議でやっていますよね。しかし、議員間討議はなかったと。会津若松市の場合には、委員会での議員間討議というのは行われていないのでしょうか。

○森戸座長 さっきやっているということで説明しました。

○板倉議員 そうですか、すみません。

○五十嵐議員 貴重な資料をありがとうございます。大変興味深く見せていただきました。それで、興味深いんですけども、このNo. 34の第13条で言われている議員間討議というものを検討していくためには、ここまで考えなければいけないのかと、ちょっと今思っています。そうすると、私が意見を出しました現状程度であれば問題ないと思うというのは、ちょっと前提が違ってくるかなと思っています。

こういう形できっちり委員会にしろ本会議にしろ、議員間討議を行いますというふうにして明確にやっていくということになると、議会運営委員会で議論しなければいけないのではないだろうか、今思ったんですけども。いかがでしょう。

○森戸座長 ここまでやれないから、せめて委員会の協議会の中で議員間討議と位置付けてやってはどうかということだったかなと思うんですが、ちょっとその前に……（不規則発言あり）そうですね。各市がどうなっているか、もうちょっと事務局から説明をさせていただきますので。

○内田議事係長 では、更にちょっと補足で、あくまで参考ということで、今、会津若松市の方をご説明させていただいたんですが、あと多摩市の方が、議会基本条例の第13条の方で討議の原則というのがありまして、議会は議事機関としてその意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。第2項で、議会は原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとしますということで、多摩市に関しては実施場所、

会津若松市と違って委員会のみとなっています。

案件に関しても、会津若松市が全ての案件だったのに対して、陳情書の一部、だから、国に意見書提出を求めるものなど、こういったものは議員間討議でやられているらしいんです。だから、うちでいうとイメージとして、今、陳情の部分で、協議会の場に入って採決前に態度をどうしますかみたいな感じでやられていると思うんですが、そういったところかなと思うんですけど。

行うタイミングに関しても、これは質疑の終了後、これは会津若松市と同じです。あと、部局に関しても、これは会津若松市と同じように、議員間討議の間は出席されているということです。

それとあと犬山市が、これはまた別のやり方をやっています、犬山市に関しては実施場所が全員協議会でやっています。全員協議会でやれば、会議規則の適用という意味ではありませんので、ある意味本当に協議の場なので、何でもできてしまう部分はあるんですが、その部分を利用されているということだと思ってしまうんですけども。これは案件は、議員から申出があったものに関しては、もうやっているみたいなんですよ。だから、会津若松市は全部の案件、多摩市に関しては陳情書の一部、国などに意見書を提出するもののみということです。犬山市は、議員から申出があればやっていますよということでした。

行うタイミングなんですけれども、ほかの2市が質疑の終了後に行っているのに対して、協議事項という形で議員間討議をここはやっていらっしゃるらしいので、うちの協議事項、要するにマイク切ってやっているとか、そういうのほとんど変わらないのかなと、ちょっとイメージとしてはそんなのを思いました。

出席の部局は、犬山市は全員協議会の場なので、総務部長とあと調整監など、その場に必要の方々のみで、部局全員の出席とか、そういうことではないらしいです。一応、以上なんですけど、小平市、

近々で議会基本条例自体がちょっとでき上がったばかりなので聞いたんですけども、今後様子を見ながらやっていくかもしれない、そんな回答は頂いています。まだ検討中ということでした。

○森戸座長 正式な場所で議員間討議を行うとしたら、今行っているように意見を述べて質疑をするということはかなり厳密に分けていかないと、時間は幾らあっても足りないという形になりますよね。質疑は質疑。お互いに意見を述べて合って議員間で討議すると。

○斎藤議員 委員会でやるときに、小金井市でやれば一定の質疑が終わったときに、一応、報告に載せる意見・要望があって、質疑を終了して討論ですよ。例えば、それを質疑終了した後に、小金井市でいえば意見・要望をやって、そのときに議員としてそれぞれ言った意見に対してある程度介していくとか、討議ができるというイメージかなという気がしたんですけど。

例えば、会津若松市は、小金井市のような委員長報告に載せる意見・要望ということがあるんでしょうか。たぶんないのかなと思っていますが、ちょっとそれだけ教えてください。

○内田議事係長 ないです。だから、うちとは基本的にそういうところがやり方違うので、一概に同列で論じるのはどうかというところはあります。

○森戸座長 一つの例としてこういうふうに行っているところがあるということですね。だから、おっしゃるように、委員会で前文は抜きにして、これはどうだどうだと聞いて終わったら、意見・要望のところで討議をして自分の意見を述べて、最終、どう判断するかというところなのかなと。やり方としては斎藤議員がおっしゃるようになっていくと思うんですよ。

本当は今でも意見は述べないで質疑を先にやって、後で意見を述べるという、本来はそういうやり方なんだろうけど、ちょっとずっと私は先輩議

員からそういうのは受け継いできていないので。

（「変えるのは難しいよね」と呼ぶ者あり）変えるのは難しいですよ。

○五十嵐議員 ちょっといいですか。こういういろいろなほかの市の動きを見ていると、この条文の中に、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとするというふうな表現をうたってしまうと、例えば現状、協議会ではそのようなことをしていますねというような、そういう説明ではだめになってくるのではないかという感じがちょっとしまして。ここにこれだけ明確に載せるということは、やはりきちんとしなければいけないのではないだろうか、今、考えたんですが。正副座長はどのように考えますか。

○森戸座長 正副座長案が、確かここにあったと思うんですが。第13条をちょっと見ていただければと思うんですが、これは、一つは第13条について「意思決定に当たっては議員間の公平で自由な質疑の場を保障」すると。「議論に努めなければならない」というよりも、「質疑の場を保障しなければならない」ということでまとめたらどうかということ。

それから、第2項は、議員間討議を行うということが何のために行うのがきちんと明確化される必要があるということで、「論点の整理または合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間討議を行うことができる」というふうにしたということですね。合意形成を図るといったって、それぞれ意見が違うではないかということは、あることはあるんだけど、例えば委員会の中で陳情を採択しようではないかといったときに、やはりお互いが意見を出し合って一致できるところでの採択方法を探っていくということは、常に私たちは行っていることなのかなということもあって、少なくともそういう意味も含めて、議員間討議を行うと。

ただし、行う方法は、現状行っている委員会協

議会ということなんですが、委員会を中心に行ってみてもいいではないかということですね。協議会で行っているところをという意味ですよ。思い切ってやってみたらどうかということなんです。それは論点の整理ということを含めてですね。だから、委員長責任も重くなってくるのはあるんですけど。

○中山議員 自民党の会派意見でも明記させていただいていますけれども、論点の整理ですね、問題点を明確にして、解決方法を抽出するためのディスカッションができれば、うちの会派としてもこだわりはないんですね。ですから、そのやり方できちんとやって、お互いを批判するとか自民党がどうのこうのとか、そういうのではなくて、論点整理を行った後、どういうことをやればその課題が解決していくのかという、創造的な議論をする場が、やはり必要ではないかというふうには考えています。

○森戸座長 それは委員会の場ということですよ。

だから、できる限り背景説明とかしらないようにしながら、委員間討議をできるような方向にシフトを動かしていくのかどうか。でも、一定背景説明しないと質疑、何を考えているのが分からないので。（「十分過ぎる背景説明をする人も」と呼ぶ者あり）十分過ぎる。

○五十嵐議員 いずれにしても議員間討議というものを委員会の中で、さっきおっしゃったようなシフトしていくこともちょっと頭に置きながらやるとしたら、やはり次第の中でこれから議員間討議を行いますという一言があった方がいいのかなという思いがありまして。そういう意味では、確認の意味でも、私、中身は反対するつもりはないんですが、確認の意味でも議会運営委員会の中で一度そういう整理をした方がいいのではないかという気がするんですけど。

○斎藤議員 ここは第5章ということで、自己研

さん・調査・研修・政策立案という形なので、私はこういう書き方をしているんですが、討議の保障ということだけであれば、この部分になるのかなというの、ちょっとそれが気になってしまったということが一つと。

議員間討議は、これ、とことん本当に設定するとすれば、やはり議会運営委員会の議会改革のマスターになってくるのかなと。ただ、議会運営委員会の方からもある程度こちらの代表者会議の中で決めていただきたいということであれば、項目はここで入れてしまって、なおかつその中身については議会運営委員会で議会改革の中でやっていただくというルートもあるのかなというふうに思っています。

○森戸座長 どうでしょう、これ、各会派のご意見をまず述べていただいた方が良かったんですかね。ちょっと、何か。では、取っかかりとして、今、自民党のご意見は先ほど言われたので、共産党から意見をお願いしていいですか。

○水上議員 共産党は文言の整理みたいな形で、一つは第1項の「議員間の公平で自由な議論」ということと、第2項の「議員間討議」というのが紛らわしいので、第1項は議員の要するに、いわゆる一般的な議論ということだと思うので、議員間討議と間違わないように、「間」というのを取ったらどうかというのと、「努めなければならない」というのが、「保障しなければならない」という方がふさわしいのではないかということではないかなと思うので、その辺を整理したと。あと、3番目、「討議の保障に関し、必要な事項は、別に定める」と言うことでいうと、これは議員間討議のことだと思うので、「議員間討議」と「議員間」を入れた方がいいということだと思います。

あとは、ちょっと個人的な考えにもなるんですけども、議会基本条例でいうと、今やっていることをルール化するという問題と、更にこれから新しい問題をどうするかという整理があつて、議

員間討議のこの会津若松市の問題を見ていくと、今すぐここまで想定したものを決めてから、この議会基本条例を作るということにはなかなかならないかなと思うので、今やっている、例えば陳情の採決前の協議会ってあるではないですか、どうしますかという話。その中で、例えばどういう採決態度にするかというだけではなくて、採決するに当たって、例えば部局にもっと市民の意見を聞きなさいとかという意見を言ったりとかという議論があつて採決になる場合がありますよね。そういうものというのは、やはり議事録にきちんと残す必要があると思うので、今やっているものについて、ある程度委員会の議員間討議みたいなことで位置付けて行うということ。

更に会津若松市みたいなこういうことになってくると、これはちょっとやはり議会運営委員会で考えて、これからの議会改革みたいな形の中でやっていく必要があると思うんです。そうなったときに、議会基本条例の中に、そういうことも想定した、余地として残しておくみたいなことではないかなというふうに思っているので、とりあえず今やっているものについて議員間討議、委員会での位置付けるという形で考えたらどうかなというふうに考えているところです。

○森戸座長 続いて公明党。

○宮下議員 これは各会派意見集約用紙の、今出ている第13条の第1項の部分が、一応公明党としての前期での取りまとめの中で書いてある公明党の案なんです。要するに、この第1項全体で、一番、現状行われている状況を考えると、この第1項の規定をしておいて、あと具体的にどうこうするという部分はまたこの議会基本条例なので基本条例を作った後に、またいろいろな議論になってくるのかなというふうに思っています。

だから、そういう意味では基本条例の中では、この第13条第1項の中で、この意見集約用紙に書いてある、第1項の2行でおさめておくというの

が、一番望ましいのではないかというふうなことで、ここは一応バツになっていますけれども、バツというよりは丸か三角ぐらいなんですけど。要するに、この第1項の部分を活かして、これで丸くおさめるとというのがいいんじゃないのというのが、一応うちの案です。

○森戸座長 では、民主党。

○鈴木議員 賛否はと言われれば丸なんですね。相変わらず、この第5章の自己研さん・調査・研修というところで納まるところがここでいいのかという思いは持っているということです。

第2項について、今、書かせていただいているんですけど、議員間討議の場が委員会であるということ、ここは僕、ちょっと勘違いしていたので、そういうことであれば、この「各委員会を中心に」という言葉は残すべきではないのかなということ、今、考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 賛否でいうと、一応丸ということなんですけど、この文言の中で「公平な議論」という部分があるんですけど、ちょっとこの辺は全員で同じようなイメージを持たなければいけないのかなという思いがありましたので、このように書かせていただきました。

○森戸座長 生活者ネットは、意見はなくて賛成で。今のお話を聞いて、何かあれば。

○林議員 具体的な事例を出していただいてありがとうございます。私もここまで具体的にということ、第3項の「必要な事項は別に定める」ということが書かれてあるので、ここで定めていくのでしょ、議会改革の方に委ねることになるのかなというふうに思いますが、是非、いつかの時期にはこういった形ができることが望ましいと思っています。

○森戸座長 改革連合は、先ほど言われたとおりでですね。現状程度であれば問題はないというけれども、会津若松市ぐらいだと、ちょっと難しいな

ということですよ。議会運営委員会で図るべきだと。

市民自治こがねいは提案条文。

○片山議員 具体的な進め方はいろいろと提案されてきているので、議会運営委員会に諮ってもいいですし、それはやり方はやりやすいようでもいいと思うんですが、是非ともこの議員間討議については、この委員会でのこういったほかの市議会の様子を見ながら進めていきたいと、入れていきたいと思っています。

○斎藤議員 先ほど言ったとおりなんですけれども、それに加えて、これは活動原則とかそちらの方に近いことなのかなと、そのままの原文だと。ですから、私はあえて自己研さん・調査・研究、この章に入れるとすれば、それを入れて、議員としてしっかり勉強しなければいけないということを入れたつもりです。

それと、議員間の討議に関しては、先ほど言ったように、是非この形を入れてしまって、議会運営委員会の方で議論をしていただきたいというふうに思います。

○白井議員 私は、ここには書いていないですけども、ちょっとこの章に入れるのが適切なのかなというのは、もう1回検討した方がいいのかなとは思っています。あと、内容としては、バツンをしているんですけども、基本的には議員間討議をやるということ、その大枠の趣旨としては大賛成であって、細かい文言のところ、一応思いがあったので、バツにして条文を提案させていただいている次第です。

特に私として書くべき文言としては、「議員同士が議論を尽くして合意形成を図る」、こういった文言がどうしてもやはり入れたいなと思いましたので、それを。入っていましたか。

○森戸座長 正副座長案の方には入れましたね。

○白井議員 そうですね。それが入っていればいいなというところではあります。余り提案した文

言にかちっと、これでないといけないというふうにはこだわっていませんので、参考にしていただければと思います。

○森戸座長 それで、自己研さん・調査・研究に入れるか、先ほどあった議会運営の原則に入れるかというのは、ちょっとどちらがいいかというのは議論する必要があるかなと。正副座長は、議会運営の原則で入れた方がいいのかなと。委員会運営の在り方になってくるのでという議論もしました。そこは皆さんのお考えで、先ほど斎藤議員がおっしゃったように、議員間討議をするには、それ相当お互いがよく勉強して自己研さんを積まないと、なかなか議論はできない状況にあるから、ここの方がいいというふうなことであれば、それはそうだというふうに思いますが、その辺りは白井議員、民主党鈴木議員からは場所が違うんじゃないかというご意見もあったので、議論する必要があるかなというふうには思います。

それで、議会運営委員会にかけてというお話なんですけど、何党派からも出てきていますので、どういたしましょうか。これはもともと不一致だった部分があるので、議員間討議の在り方について議会運営委員会で議論しますか。ただ、どうでしょう。全体はいいという話ですよ。やり方の問題なんですよ。だから、やり方はそれは今後委ねるといふようにして、条文としてこれは残すかどうかというところは、ちょっと一致させておいた方がいいかなと。

やり方の問題は、条例が制定されてからでもいいのかなという気はするんですけど。できるという規定だから。現状は委員会協議会でやっているの、そこは踏襲していくと。どうでしょうか。できる規定だから、やらなければいけないということではないので。（「保障しなければいけないのは質疑の場だ」と呼ぶ者あり）そうそう。どうですか、五十嵐議員、これ、議会運営委員会で。

○五十嵐議員 割と軽く議員間討議というものを

考えていたので、今、小金井市の議会でやっている程度のことならと思って丸をしたわけですよ。でも何かもっと重いもののような気がしてきたものですから。それで頭を痛めているわけです。

それで、例えば公明党の意見で、要するに第1項だけを書いておいたらどうだろうかということですよ。それと、あと、斎藤議員のところも、これは第1項だけでいいという意味ですか。

（「いや、違います」と呼ぶ者あり）第1項はこういうふうにしたらという意味ですか。そうですか。そういうことで、ちょっと議員間討議という言葉を入れるのに、どんなものだろうと、ここで今悩んでいるところなんですよ。

○森戸座長 今から新しいことをやるとなると、かなり議論していかないとけないし、永遠に決まらない可能性があって、現状維持で行くということであれば、あれも議員間討議のうちだといえ、そうかなという形ですよ。

○鈴木議員 今、座長のおっしゃるとおりで、現状行われている運用のどこに落とし込むのかという整理の話だと思うんですよ。今の現状でも、かなり議員間討議に近い形で行われているということだと、できる規定にしておいて、大体これをこのまま条文として設置していく方向で一致できるかどうかというところに絞っていくのがどうかかなと思っているんですけど。

○五十嵐議員 解釈もそうなんですけど、いいんですけど、例えば「できるものとする」ではなくて「努める」という言い方にして、それで、現状を努力してステップアップしていくようにするというのも方法ではないかと思うんですけど。

○森戸座長 そういうふうに積極的な意味でですね。

○五十嵐議員 要するに、委員会の中で議員間討議を行うことができるというような、その文言が条文に入っているというのが気になるわけですよ。さっき言ったように、議員間討議というのもやっ

ていないとは言えないよなみたいな感じで捉えている分にはいいかなと思っていたんですけど、こういうふうにはいろいろなほかの市できっちり時間を分けてまでやっているという話になってくると、小金井市でもやっているんだと、委員会でという話に取られるのではないかなという思いもありました。それで、ちょっと言葉の使い方が気になったということなんです。

○森戸座長 「議員間討議を行うよう努めるものとする」ということですよ。そっちの方が、どうですか。強くならない。現状やっているからいいんですよ、「努めるものとする」でも。公明党は第1項だけでいいということなんです。そういう文言をちょっと変えて、現状維持から発展する方向でいろいろと検討するということですよ。という意味で「努めるものとする」ぐらいの文言でどうなのかと。

○渡辺（ふ）議員 いろいろ伺っている中で、もう少し考えたいかなと。

○森戸座長 では、もう少し考えたいというご意見もあるので、これは保留にさせていただきます。

あれですか、実際にさっき言われたところがどういうふうに行われているのか、もうちょっと調べる必要がありますかね。まだやっているところってあんまりないのかな。会津若松市、多摩市は既にやっているんですか。

○飯田議会事務局次長 多摩市の事例については、先ほど内田係長からご説明させていただいたとおりなんですけれども、議員間討議というのは、それこそ解釈が市によって違ってしまっていて、例えば千葉県の柏市などにつきましては、議員提案、委員会提出の議案ですとか予算の組替え動議、つまり議員提案のものについて、議員間で質疑をしているのを議員間討議、自由討議というような言い方をしてやっております。

ですから、今、現状、議員提案のものについて、そういった意味ではやっつけらっしゃるかなと思

いますし、その議員間討議というのをどう捉えるかというので、各市それぞれ状況によって違うのかなというふうに思っています。

ですので、もしこの条文を入れるのであれば、例えば逐条解説のところでこういうところでやっている、例えば議員提出議案について議員間で討議して合意形成に努めているとかというような解説を入れるとか、ちょっとそういう工夫をされるのかということもありなかなと思います。

○森戸座長 そういうことなんです。何か、そういうふうには正副座長の打ち合わせで言われたような気がしたんですけど、何か頭から抜けてしまっていた。すみません。

確かに意見書などでも意見をお互い述べ合ったり、条例提案でも皆さんからご意見を頂いたり、それも議員間討議だという位置付けもできるというのはできますよね。市長提案だけではなくて。

その辺りも含めて、ちょっと保留にさせていただくということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ちょっと切りがいいところで、5時10分前になりましたので、34まで皆さんのご協力で行きました。あと35、36を行っていきたく思いますので、よろしく願いをいたしますということで、本日はこの辺で終了したいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時49分閉会